## 第6節 5つの目標の関係

## 5つの基本目標は、互いに関係しています。

安心して暮らせる地域をつくる取り組みを通じて、地域で学びあい、そのことが自分たちの地域は自分たちでよくしていこうという自立の意識につながっていくはずです。自分たちの地域をよくするために、みんなが地域の活動に参加していけば、自然と自分たちの地域を愛し、その伝統を守っていこうという意識が生まれるはずです。

5 つの基本目標は、絆を深め、つながりや支え合いを高めていくサイクルなのです。すべてがお互いに関係し、循環し、高めあうことで、この計画の基本理念である「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち」を実現することができるのです。

5 つの基本目標を木に例えてみましょう。1 本 1 本の木がそれぞれの基本目標を表しています。それぞれの基本目標は、具体的な活動という「実」をつけていきます。こうして一つ一つの「基本目標」が豊かになっていくと同時に、5 本の木は、大地の中でつながっています。それぞれの木が豊かに実をつけることで、地域という小さな森が豊かになっていくのではないでしょうか。

最初は一本の木も5本の木々が大地で根を張り、つながり、やがて大きく豊かな森になっていくのです。

行政や、社会福祉協議会はこうした一つ一つの小さな森を照らし、豊かにしていくために光を当て、水をやることでこうした木々の成長を支えていくことが役割なのです。住民参加の取り組みによってせっかく出た芽や実が豊かに成長していくように、しっかりと支えていかなければなりません。

「地域の絆」を軸にしてみんなが参加し、主役になることでみんなが「支え合い」、 そして、ふだんのくらしの中でしあわせを感じながら、住み慣れた地域で暮らして いけるようなそんな松阪市にしていくために、これまでに提起した取り組みを住民 と市・社会福祉協議会が協働して進めていくことが重要です。

## 第7節 地域福祉における圏域の考え方

### 1. 地域福祉計画における基礎圏域の設定

地域福祉を推進していくためには、その単位となる一定の基礎圏域(福祉区)を 設定することが大切です。基礎圏域の設定は、人口や地理的な条件、歴史や生活文 化、交通機関など様々な条件を総合的に検討し、かつ、既存計画における圏域やこ れまでの取り組みも参考にしなければなりません。

松阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(実施年度平成 18 年度~平成 20 年度)は、13 の中学校区を日常生活圏域としています。また、平成 18 年(2006年)4月の介護保険制度改正によって創設された「地域密着型サービス」がこの圏域で整備されることになっています。他方で、包括的なケアマネジメントや、生活圏域での地域生活を実現するための高齢者の総合相談や権利擁護を行う中核機関として設置された「地域包括支援センター」は、平成 18 年度(2006年度)に市内 3ヵ所に設置され、20 年度(2008年度)までに5ヵ所が設置されました。

以上のように介護保険では、中学校区を日常生活圏域とし、その単位でのサービスや相談機能の充実を図っていくことにしています。しかし、地域福祉計画においては、より基礎的な圏域(おおむね小学校区)を単位として推進していく必要があります。地域での絆を強め、支え合いの基盤になるのは徒歩で往来できる範囲で顔の見える関係が重要になるからです。

## 2. 基礎圏域における地域福祉推進の考え方

### ①地区福祉会

地区福祉会とは、地域の福祉活動を推進するため、おおむね小学校区を単位として、自治会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、公民館関係者、学校関係者、子ども会関係者等で組織され、各地域において特色ある地区福祉会活動を実施する団体です。

地区福祉会の活動は、地区福祉会議・福祉啓発活動からなる「基本活動」、様々な 人々の交流と地域での福祉活動推進のための「ふれあい福祉活動」、活動に応じて選 択する「選択活動」(要援護者等食事サービス、在宅介護者の集い、小地域助け合い ネットワーク活動、防災ネットワーク活動、地域ボランティア講座)から構成され ています。地区福祉会は、地域福祉計画を推進していく最も基本的な単位で組織さ れており、その中核団体となることが期待されます。

#### ②松阪市地域マネジメント

松阪市は市民が主人公の市政を推進していくために、広い市域の隅々にまで血が通い気配りの行きわたった市政の仕組みを「地域マネジメント」と名付け、そのシステム構築を「松阪市地域マネジメント構築検討審議会」に諮問しました。

そして、平成16年(2004年)3月の同審議会答申は、分権型社会に対応できる 自立的な地域社会の実現のために、「住民自治の拡充」と「都市(地域)内分権」 の考え方を織り込んだシステム構築を提案しています。

「住民自治の拡充」のためには、おおむね小学校区を単位とした住民協議会に地域で実施可能なものをこの協議会に委ね、地域での自己決定、自己責任を実現しようとするものです。

また、都市(地域)内分権は、市内を幾つかに分割し、新たに地域に関わる権限と予算をもった地域振興拠点を設置し、住民協議会と一緒になって地域課題の解決を図っていこうとするもので、これら両システムが機能することによって、地域の望む地域づくりを実現しようとするものです。

特に、住民協議会の単位は地区福祉会の単位と重なっており、地域福祉計画の推進を考える際には、こうした住民協議会も地域福祉推進の重要な担い手として、地区福祉会と協働で計画を推進していくことが期待されています。

## ③地域福祉を推進する圏域の考え方

以上のように、松阪市では地域マネジメントを推進しつつ、社会福祉協議会が支援してきた地区福祉会活動の基本単位でもあるおおむね小学校区単位を地域福祉活動の基本単位としています。こうした単位で住民同士の出会いや交流を促す活動を促進し、本計画の基本理念である「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」を推進していきます。

他方、介護保険や相談支援体制の整備は、おおむね中学校区を目安に整備を進めています。すでに述べたように地域包括支援センターやそれを補助する在宅介護支援センターをこうした圏域ごとに整備し、相談支援や制度的な福祉サービスの整備を進めていきます。

松阪市全体としては、すでに述べたような「松阪市障がい者計画」、「松阪市次世代育成支援行動計画」、「第4次松阪市高齢者保健福祉計画/第3期介護保険事業計画」など全市的な計画を作成し、福祉の方向性を明確にするとともに、小地域や中学校区では実施できないこと、また全市的に対応すべき政策について責任を持って地域福祉を推進していきます。

# 松阪市全域

# 日常生活圏域(中学校区)

- ・地域包括支援センター等
- 相談支援体制の整備
- ・地域密着型サービス等福祉サービスの整備

## 基礎圏域(おおむね小学校区)

- ・地域の絆・支え合いの単位
- ・住民同士の出会い・交流の場
- ・地域福祉推進の基礎単位となる組織

本計画における「圏域」の考え方